

競争入札における取り抜け方式について

桜井市が発注する建設工事において、受注機会の均等化による地元業者の育成を図るため、平成 28 年度から、取り抜け方式を導入しています。

桜井市における取り抜け方式とは、同日に同ランクの開札が複数ある場合に、先に開札した入札で落札した応募者はそれ以降の入札が無効となる制度です。

- ※ 対象は、同日同ランクの入札のため、同日でも業種が違う場合や同ランクでも開札日が違う場合は、取り抜け方式の対象にはなりません。
- ※ 同ランクの開札には、例えば「Aランク」の入札と「A・Bランク」の入札が同日にあった場合を含みます。「Aランク」の落札者となった場合に、「A・Bランク」の入札は無効となります。

【対象工事】

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事において入札参加要件（又は資格要件）が格付け等級により決定している工事

- ※ 令和 6 年度から、剪定委託についてもこれを準用しています。
- ※ 特定建設工事共同企業体が落札候補者または落札者となった場合は、当該代表者または構成員を含む共同企業体による入札、当該代表者または構成員単独による入札も対象となります。

【取り抜け方式適用の例外】

- ・ 総合評価落札方式による入札を行う場合
- ・ 開札時点で、取り抜け方式による入札を行うことにより当該入札の入札参加者が 1 者未満となる場合